

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第10号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	市長からの意見聴取（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例）について
提 案 理 由	<p>地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例を令和4年第3回市議会（定例会）に提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められたため、本件を上程するものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和4年8月16日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨（教職員に係るものに限る。）</p> <p>地方公務員法の一部改正を踏まえ、令和5年4月1日から職員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等を設けることとし、関係する条例について所要の改正等を行うものであること。</p> <p>2 施行期日（教職員に係るものに限る。）</p> <p>令和5年4月1日</p>
備 考	<p>改正する条例のうち教職員に関連するものは、次のとおり。</p> <p>(1) 堺市職員の分限に関する条例</p> <p>(2) 堺市職員退職手当支給条例</p> <p>(3) 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例</p> <p>(4) 堺市職員の定年等に関する条例</p> <p>(5) 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例</p> <p>(6) 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例</p>
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、異議がないものとして回答済である。）</p>

報告第10号

市長からの意見聴取（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた次の案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和4年8月16日に教育長において臨時に代理したので、報告する。

令和4年 8月19日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の 整備等に関する条例

(堺市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の分限に関する条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に定めるもののほか」を加え、「並びに法第28条第3項及び第4項」を「、第28条第3項及び第4項並びに第28条の2第4項」に、「及び休職」を「、休職等」に改める。

第7条第6項中「降任」の次に「(法第28条の2第1項の規定による降任を除く。)」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(法第27条第2項の規定に基づく降給)

5 法第27条第2項の規定に基づく降給は、当分の間、堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)附則第41項又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)附則第7項の規定による降給とする。

6 任命権者は、前項に規定する降給を行う場合においては、その旨を当該職員に通知するものとする。

(堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 堺市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、給料」を「、その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

第5条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「(以下「再任用職員」という。)で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「給料月額に」を「基準給料月額に」に改める。

第17条第3項及び第4項並びに第19条第5項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2第1項中「者」を「職にある者」に改める。

第23条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第24条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第15条」を「第6条(第1項を除く。)、第15条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

41 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第43項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。)とする。

42 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 医師又は歯科医師である職員

(3) 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 堺市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

4.3 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第45項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第41項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第41項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

4.4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

4.5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第41項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第43項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

4.6 附則第43項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第41項の

規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

47 附則第41項から前項までに定めるもののほか、附則第41項の規定による給料月額並びに附則第43項、附則第45項及び前項の規定による給料について必要な事項は、市長が定める。

別表第5中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に、「給料月額」を「基準給料月額」に、「237,500」を「243,800」に、「258,000」を「264,800」に、「278,200」を「285,600」に、「293,900」を「301,700」に、「363,400」を「373,000」に、「397,600」を「408,100」に改め、同表の備考中「再任用職員」を「第5条に定めるところにより、定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第5の2オの表中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に、

「

1級	知識又は経験を活用した業務を行う職務
----	--------------------

を

「

1級	1 知識又は経験を活用した業務を行う職務 2 高度な知識又は経験を活用した業務を行う職務
----	---

に

改める。

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項ただし書中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第3条第1項中「第4条に」を「第4条第1項に」に改め、「平成28年条例第49号」の次に「。以下「学校職員給与条例」という。」を加え、同条第2項中「負傷又は病気で」を削る。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項中「28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3第1項中「規定する者」の次に「(25年以上勤務して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者又は法令の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。))を除く。))」を加え、「定年から10年」を「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」に改め、同条第4項中「第2項」の次に「(前項において読み替えて適用する場合を含む。))」を加える。

第6条の3第1項の表以外の部分中「第5条の3第1項」の次に「(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))」を加え、同条第2項中「第5条の3第2項」の次に「(同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。))」を加える。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第8項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条第7項中「堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員」を「教育委員会の所管に属する学校(幼稚園を含む。)に勤務する教員(以下この項において「学校教員」という。))」に、「当該教員」を「当該他団体の教員」に改め、同項ただし書中「本市の教員」を「学校教員」に改め、同条第8項及び第10項中「控除する」を「除算する」に改める。

第9条第3項中「職員が、」を「職員が」に改め、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改める。

第12条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第13条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第14条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3項中「又は第5条の3」を「、第5条の3又は附則第17項」に改める。

附則第4項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第14項から第21項まで」を加える。

附則第5項中「第5条の2」の次に「及び附則第19項」を加える。

附則第7項ただし書中「給与条例」の次に「若しくは学校職員給与条例」を、「職員」の次に「又は堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第2項若しくは第3項に規定する給料月額を支給を受ける職員」を加える。

附則第9項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳に達した職員の退職手当の基本額の特例)

14 当分の間、給与条例附則第41項又は学校職員給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）第4条第1項に規定する給料表の給料月額」とあるのは、「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額」とする。

15 当分の間、前項に規定する職員のうち給与条例附則第43項、第45項若しくは第46項の規定による給料又は学校職員給与条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料を支給される職員に対する前項の規定により読み替えて適用する第3条第1項の規定の適用については、同項中「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額、堺

市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額」とあるのは、「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額と給与条例附則第43項、第45項又は第46項の規定による給料の額との合計額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額と学校職員給与条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第16項」とする。

17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第17項」とする。

18 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

(1) 医師又は歯科医師である職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

19 給与条例附則第41項又は学校職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

20 当分の間、第5条の3第1項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳（医師又は歯科医師である職員にあつては、55歳）」とする。

21 当分の間、第5条に規定する者のうち、25年以上勤務して退職した者（その者の

非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。) に対する第5条の3第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第5条の3第1項の表以外の部分中「定年に達する前」とあるのは「60歳（医師又は歯科医師である職員にあっては、65歳）に達する前」と、同項の表及び第6条の3第1項の表中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日において定められているその者に係る定年（医師又は歯科医師である職員以外の者にあっては、60歳）」とする。

(堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第7条の5及び第7条の6中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

第9条第3項中「地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他」を削る。

第10条第4項中「給与額」の次に「(会計年度給与条例第3条第1項に規定する基本報酬が時間額により定められている者にあつては、当該時間額に相当する額とする。第12条第4項において同じ。)」を加える。

第13条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(堺市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第6条 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号の一に該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に、「公務」を「生ずる欠員を容易に補充することができず、公務」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず、公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限は、その」を「当該期限は、当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及

び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「存しなくなった」を「なくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条の次に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職(以下「管理監督職」という。)

は、堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)第21条の2第1項の管理職手当、堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)第4条の管理職手当又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)第21条第1項の管理職手当の支給を受ける職(医師又は歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下単に「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項の規定による他の職(管理監督職以外の職をいう。以下同じ。)への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任もする場合には、第1号に

掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の

職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

6 医師又は歯科医師である職員については、前項の規定は、適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び医師又は歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該年度に職員でなかった者で、当該年度の末日後に採用された職員（異動等により当該年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「に規定する条例」を「の条例」に改め、同項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第5号中「に規定する事由に該当して」を「の規定により」に、「第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して」を「第29条第1項の規定により」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第6条第2項中「同条例」を「退職手当条例」に改める。

（堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）堺市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間（同条各項の規

定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 堺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第21条第4項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「者(第28条においてこれらを「再任用職員」を「職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に、「者(以下」を「職員(以下」に改める。

第28条(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条の3中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

(堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正)

第11条 堺市職員及び組織の活性化に関する条例(平成24年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項ただし書中「公に」を「、公に」に改める。

第9章の章名を次のように改める。

第9章 定年前再任用等

第33条の見出しを「(定年前再任用)」に改め、同条第1項中「再任用(地公法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項)」を「定年前再任用(地公法第22条の4第1項又は第22条の5第1項)」に改め、同条第2項中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第36条第3項及び第4項中「地方公務員法」を「地公法」に改める。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第12条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第28条の4第1項又は法第28条の5第1項」を「第22条

の4第1項に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

第5条第3項及び第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第10項を削る。

第6条の見出しを「(短時間勤務職員の給料月額)」に改め、同条第1項中「再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(第26条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定により定められたその者の給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に掲げる基準給料月額(第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員(以下「教育職員」という。)にあっては、これらの給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額)のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該任期付短時間勤務職員」に改める。

第9条中「その者」を「これらの職員」に改める。

第22条第3項、第23条第2項各号及び第24条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「職員」の次に「及び定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項中「臨時的に任用された職員」の次に「、定年前再任用短時間勤務職員」を加え、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

第5条第2項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

附則に次の見出し及び8項を加える。

(60歳に達した職員の給与に関する特例)

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2

項、第3項及び第5項並びに前項の規定により読み替えて適用する第5条第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 堺市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

9 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用

を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 2 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 3 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第29条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第9項、附則第11項又は附則第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

1 4 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額並びに附則第9項、附則第11項及び附則第12項の規定による給料について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員		238,800	282,900	312,800	341,800	429,200

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員		229,900	280,000	308,000	335,400	418,800

別表第3イの表中「再任用職員給料表」を「定年前再任用短時間勤務職員給料表」に改める。

(堺市職員の再任用に関する条例の廃止)

第13条 堺市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第3号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条中堺市職員退職手当支給条例第9条第3項及び附則第9項の改正規定並びに附則第39項の規定は、公布の日から施行する。

(第3条の規定による堺市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（附則第20項及び第21項を除き、以下「暫定再任用職員」という。）は、第3条の規定による改正後の堺市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第5条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項から附則第7項までにおいて単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新給与条例第4条第1項の規定を適用する。
- 3 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項の規定による基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項の規定による基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に附則第12項及び第5条の規定による改正後の堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第3項及び第4項並びに第19条第5項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第23条第3

項の規定を適用する。

7 新給与条例第24条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 新給与条例第6条（第1項を除く。）、第15条、第16条、第16条の4及び第16条の5の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与について必要な事項は、市長が別に定める。

（第4条の規定による堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

10 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の堺市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下「職員」という。」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。」とする。

11 新退職手当条例第9条第3項の規定は、附則第1項ただし書に規定する施行の日以後に新退職手当条例第9条第3項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（第5条の規定による堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

12 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（第6条の規定による堺市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

13 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第6条の規定による改正前の堺市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項

又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第6条の規定による改正後の堺市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

14 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

15 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第13項の規定による勤務の延長について準用する。

16 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第29項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第3条本文に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第22項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実

績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 附則第13項、旧定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第22項、第23項、第25項、第26項、第28項若しくは第29項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

17 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 施行日以後に新定年条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

18 次の表の左欄に掲げる日の前日に同表の中欄に掲げる職員であった者で、引き続き同表の左欄に掲げる日に本市の職員となったものについては、同表の右欄に掲げる勤続期間を本市の勤続期間とみなして前2項の規定を適用する。

平成17年2月1日	美原町の職員	美原町の職員としての勤続期間
平成20年10月1日	堺市高石市消防組合の職員	堺市高石市消防組合の職員としての勤続期間
令和3年4月1日	大阪狭山市の職員	大阪狭山市の職員としての勤続期間

19 附則第16項及び第17項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、附則第16項若しくは第17項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

20 暫定再任用職員（附則第16項、第17項、第22項、第23項、第25項、第26項、第28項又は第29項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

21 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

22 任命権者は、附則第16項の規定によるほか、組合（新定年条例第13条第1項に規定する組合をいう。次項並びに附則第28項及び第29項において同じ。）における附則第16項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

23 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第17項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であ

って、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

24 前2項の場合においては、附則第19項から第21項までの規定を準用する。

25 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第16項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第28項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

26 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第17項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第29項及び第38項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

27 前2項の場合においては、附則第18項から第21項までの規定を準用する。

28 任命権者は、附則第25項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第16項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であ

って、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

29 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第26項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第17項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

30 前2項の場合においては、附則第19項から第21項までの規定を準用する。

31 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

32 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

33 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

34 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

35 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第16項から第30項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第37項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

36 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

37 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第35項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

38 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短

時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

39 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(第7条の規定による外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

40 施行日から令和14年3月31日までの間における第7条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(第8条の規定による堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

41 施行日から令和14年3月31日までの間における第8条の規定による改正後の堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。

(第10条の規定による堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

42 第10条の規定による改正後の堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「新公営企業職員給与条例」という。)第21条第4項第1号の規定の適用については、同号中「及び」とあるのは、「、暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)及び」とする。

43 暫定再任用職員は、新公営企業職員給与条例第21条第4項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新公営企業職員給与条例第28条の規定を適用する。

(第11条の規定による堺市職員及び組織の活性化に関する条例の一部改正に伴う経過

措置)

4 4 暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。）については、第11条の規定による改正後の堺市職員及び組織の活性化に関する条例第33条第1項に規定する定年前再任用とみなして、同条の規定を適用する。

（第12条の規定による堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 5 暫定再任用職員は、第12条の規定による改正後の堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（以下「新学校職員給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同項の規定を適用する。

4 6 令和3年改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員の給料月額、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表に掲げる基準給料月額（新学校職員給与条例第6条第1項に規定する教育職員にあつては、当該教育職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額とする。次項において同じ。）のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に附則第12項及び第5条の規定による改正後の堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

4 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する新給与条例第17条第3項及び第4項の規定、新学校職員給与条例第17条第1項において準用する新給与条例第19条第5項の規定並びに新学校職員給与条例第26条第3項の規定を適用する。

4 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員給与条例第

22条第3項及び第24条第2項の規定を適用する。

50 新学校職員給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における同条第2項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

51 新学校職員給与条例第5条（第1項を除く。）及び第10条の2並びに新学校職員給与条例第11条において読み替えて準用する新給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

52 附則第45項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正）

53 府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5条第10項」を「第6条第1項」に改める。

堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに法第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び体職の事由、手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定める。</p> <p>(降任、免職及び体職の手続)</p> <p>第7条 1～5 (略)</p> <p>6 職員の意に反する降任若しくは免職又は体職の処分は、当該職員に辞令書を交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、第28条第3項及び第4項並びに第28条の2第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、体職等の事由、手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定める。</p> <p>(降任、免職及び体職の手続)</p> <p>第7条 1～5 (略)</p> <p>6 職員の意に反する降任（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。）若しくは免職又は体職の処分は、当該職員に辞令書を交付して行わなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>（法第27条第2項の規定に基づく降給）</p> <p>5 法第27条第2項の規定に基づく降給は、当分の間、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）附則第41項又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）附則第7項の規定による降給とする。</p> <p>6 任命権者は、前項に規定する降給を行う場合においては、その旨を</p>

当該職員に通知するものとする。

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</u></p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続き12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>法第22条の2第1項第1号に規定する職員</u>については、この限りでない。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続き12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に規定する職員</u>について</p>

は、この限りでない。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の給料月額(教職調整額を含む。)、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)第3条第2項及び第3項に規定する給料月額その他規則で定める給料月額をいう。以下同じ。) (以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(規則で定めるものをいう。以下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)第4条に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)第4条第1項に規定する給料表の給料月額(教職調整額を含む。)、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)第3条第2項及び第3項に規定する給料月額その他規則で定める給料月額をいう。以下同じ。) (以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(6) (略)

2 前項に規定する者のうち、傷病(負傷又は病気で規則で定めるものをいう。以下同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの(第11条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

(1) 1年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第1項において同じ。)、法令の規定に基づき任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で規則で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤務して退職した者(法第28条の2第1項の規定により退職した者、法令の規定に基づき任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

(1) 1年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条第1項において同じ。)、法令の規定に基づき任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で規則で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤務して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者、法令の規定に基づき任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職したものの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（特別退職の場合の退職手当）

第5条の3 第5条に規定する者のうち、退職した日における年齢が定年から10年を減じた年齢以上であるもので、市長が別に定める基準により定年に達する前に退職したものに對する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2・3 （略）

4 第2項に規定する者に対する前条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

（退職手当の基本額の最高限度額）

第6条 （略）

第6条の2 （略）

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職したものの（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（特別退職の場合の退職手当）

第5条の3 第5条に規定する者（25年以上勤務して退職した者（法第28条の6第1項の規定により退職した者又は法令の規定に基づく任期を終えて退職した者に限る。）を除く。）のうち、退職した日における年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるもので、市長が別に定める基準により定年に達する前に退職したものに對する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

2・3 （略）

4 第2項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する者に対する前条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）

（退職手当の基本額の最高限度額）

第6条 （略）

第6条の2 （略）

第6条の3 第5条の3第1項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 第5条の3第2項に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条又は第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）第4条に規定する事由による休職及び公務員等を使用する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定において、職員が国又は他の地方公共団体その他規則で定めるものの業務に従事するために休職され、引き続き公務員等となった場合におけるその者の在職期間の計算については、公務員等としての在職期間はなかつたものと定めているものに限る。）の業務に従事させるための休職を除く。））、法第29条の規

第6条の3 第5条の3第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 第5条の3第2項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条又は第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、堺市職員の分限に関する条例（昭和27年条例第12号）第4条に規定する事由による休職及び公務員等を使用する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規定において、職員が国又は他の地方公共団体その他規則で定めるものの業務に従事するために休職され、引き続き公務員等となった場合におけるその者の在職期間の計算については、公務員等としての在職期間はなかつたものと定めているものに限る。）の業務に従事させるための休職を除く。））、法第29条の規

定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月あたりの各号に掲げる職員の区分に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) (略)

2～5 (略)

(勤続期間の計算)

第7条 1～6 (略)

7 他の地方公共団体（以下この項において「他団体」という。）の教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいい、臨時的に任用された者及び任期を定めて採用された者を除く。以下この項において同じ。）から引き続き堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員として採用された職員の当該教員としての引き続きいた在職期間（当該他団体の退職手当に関する規程において引き続きいた在職期間とみなすこととされている期間を含む。）は、第1項の職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただ

定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第7条第8項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1)～(9) (略)

2～5 (略)

(勤続期間の計算)

第7条 1～6 (略)

7 他の地方公共団体（以下この項において「他団体」という。）の教員（教育公務員特例法第2条第2項に規定する教員をいい、臨時的に任用された者及び任期を定めて採用された者を除く。以下この項において同じ。）から引き続き教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務する教員（以下この項において「学校教員」という。）として採用された職員の当該他団体の教員としての引き続きいた在職期間（当該他団体の退職手当に関する規程において引き続きいた在職期間とみなすこととされている期間を含む。）は、第1項の職員と

し、本市の教員から引き続き当該団体の教員となった場合において、当該本市の教員としての在職期間を当該団体において引き続き在職期間とみなさなざないときは、この限りでない。

8 前各項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前各項の規定により計算した在職期間から控除する。

9 (略)

10 第2項及び第4項から第7項までの規定によって通算された在職期間のうちに、過去において退職等の事由によって既に退職手当に相当する金額を受けた期間があるときは、その期間は、これを控除する。

11・12 (略)

(失業者の退職手当)

第9条 1・2 (略)

3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込み

しての引き続き在職期間とみなす。ただし、学校教員から引き続き当該団体の教員となった場合において、当該学校教員としての在職期間を当該団体において引き続き在職期間とみなさなざないときは、この限りでない。

8 前各項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前各項の規定により計算した在職期間から除算する。

9 (略)

10 第2項及び第4項から第7項までの規定によって通算された在職期間のうちに、過去において退職等の事由によって既に退職手当に相当する金額を受けた期間があるときは、その期間は、これを除算する。

11・12 (略)

(失業者の退職手当)

第9条 1・2 (略)

3 前2項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みを

をしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第3項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

4～9（略）

（退職手当の支払の差止め）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律

をしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第3項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

4～9（略）

（退職手当の支払の差止め）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律

第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき。

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の支給制限)

第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反するときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき。

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないとき。

2～6 （略）

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中の行為に関し法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けなければならないとき。

2～6 （略）

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 1～3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 1～3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関する定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であっ

<p>当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>	<p>た場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p>
<p>6～8 (略)</p>	<p>6～8 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p>(勤続期間の計算の特例)</p>	<p>(勤続期間の計算の特例)</p>
<p>3 第5条又は第5条の3の規定に該当する退職をする者については、当分の間、第7条第9項の規定にかかわらず、その退職期間が35年を超えるときは、これを35年とする。</p>	<p>3 第5条、第5条の3又は附則第17項の規定に該当する退職をする者については、当分の間、第7条第9項の規定にかかわらず、その退職期間が35年を超えるときは、これを35年とする。</p>
<p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p>	<p>4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第14項から第21項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。</p>
<p>5 当分の間、36年以上の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>5 当分の間、36年以上の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第19項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>(給料月額が減額改定により給料月額が減額されたことがある場合における特例)</p>	<p>(給料月額が減額改定により給料月額が減額されたことがある場合における特例)</p>
<p>7 退職した者の基礎在职期間中に給料月額が減額改定によりその者の</p>	<p>7 退職した者の基礎在职期間中に給料月額が減額改定によりその者の</p>

給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に満たない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額に相当するものについては、この限りでない。

8 (略)

(雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置)

9 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に

給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に満たない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、給与条例若しくは学校職員給与条例の規定による給料表が適用される職員又は堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第2項若しくは第3項に規定する給料月額の支給を受ける職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額に相当するものについては、この限りでない。

8 (略)

(雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置)

9 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に

掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

」とする。

10～13 (略)

【新設】

掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

」とする。

10～13 (略)

【(60歳に達した職員の退職手当の基本額の特例)】

14 当分の間、給与条例附則第41項又は学校職員給与条例附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。)第4条第1項に規定する給料表の給料月額」とあるのは、「堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)附則第41項の規定による給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。)

【新設】

附則第7項の規定による給料月額」とする。

15 当分の間、前項に規定する職員のうち給与条例附則第43項、第45項若しくは第46項の規定による給料又は学校職員給与条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料を支給される職員に対する前項の規定により読み替えて適用する第3条第1項の規定の適用については、同項中「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額」とあるのは、「堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。）附則第41項の規定による給料月額と給与条例附則第43項、第45項又は第46項の規定による給料の額との合計額、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第7項の規定による給料月額と学校職員給与条例附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

【新設】

16 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるの

【新設】

は、「第5条又は附則第16項」とする。

17 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤務した者であつて、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第17項」とする。

【新設】

18 前2項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

【新設】

(1) 医師又は歯科医師である職員

(2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として市長が定める職員

19 給与条例附則第41項又は学校職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

【新設】

20 当分の間、第5条の3第1項の規定の適用については、同項の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳（医師又は歯科医師である職員にあつては、55歳）」とする。

【新設】

21 当分の間、第5条に規定する者のうち、25年以上勤務して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限

【新設】

る。）に対する第5条の3第1項及び第6条の3第1項の規定の適用
については、第5条の3第1項の表以外の部分中「定年に達する前」
とあるのは「60歳（医師又は歯科医師である職員にあっては、65
歳）に達する前」と、同項の表及び第6条の3第1項の表中「退職の
日において定められているその者に係る定年」とあるのは「退職の日
において定められているその者に係る定年（医師又は歯科医師である
職員以外の者にあっては、60歳）」とする。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間の平均）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(週休日)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及び<u>パートタイム会計年度任用職員</u>に対しては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教育職員に係る時間外勤務等の特例)</p> <p>第7条の5 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間（4週間の平均）した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(週休日)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、<u>任期付短時間勤務職員</u>及び<u>パートタイム会計年度任用職員</u>に対しては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教育職員に係る時間外勤務等の特例)</p> <p>第7条の5 教育委員会の所管に属する学校（幼稚園を含む。）に勤務</p>

する職員のうち学校職員給与条例第5条第10項に規定する教育職員
(学校職員給与条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を
占める職員を除く。)に対し、第7条第1項の規定により時間外勤務
等を命ずることができるときは、次に掲げる業務に従事する場合であ
って臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1)～(4) (略)

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置)

第7条の6 教育委員会は、学校職員給与条例第5条第10項に規定す
る教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維
持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定
する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより、当該教育
職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適
切な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置
を講ずるものとする。

(年次有給休暇)

第9条 1・2 (略)

3 前年度において、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和2
7年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務
員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公
社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、公
有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定す

する職員のうち学校職員給与条例第6条第1項に規定する教育職員
(学校職員給与条例第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を
占める職員を除く。)に対し、第7条第1項の規定により時間外勤務
等を命ずることができるときは、次に掲げる業務に従事する場合であ
って臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1)～(4) (略)

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置)

第7条の6 教育委員会は、学校職員給与条例第6条第1項に規定する
教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維
持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等
に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定す
る指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより、当該教育職
員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切
な管理その他当該教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を
講ずるものとする。

(年次有給休暇)

第9条 1・2 (略)

3 前年度において、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和2
7年法律第289号)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務
員、本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又はその業務が本市
の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市長が定めるも
のに使用される者(以下この項において「地方公営企業等労働関係法

<p>及び会計年度任用職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>務職員及び会計年度任用職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>
---	---

堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>【新設】 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定める。</p> <p>【新設】 （定年による退職） 第2条（略） （定年） 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、医師及び歯科医師の定年は、年齢6.5年とする。</p>	<p>目次 第1章 総則（第1条） 第2章 定年制度（第2条—第5条） 第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条） 第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条） 第5章 雑則（第14条） 附則 第1章 総則 （趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 定年制度 （定年による退職） 第2条（略） （定年） 第3条 職員の定年は、年齢6.5年とする。</p>

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号の一に該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著し

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著し

い支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

【新設】

【新設】

い支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職（以下「管理監督職」という。）は、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条

例第6号) 第21条の2第1項の管理職手当、堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号) 第4条の管理職手当又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号) 第21条第1項の管理職手当の支給を受ける職(医師又は歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢(以下単に「管理監督職勤務上限年齢」という。)は、年齢60年とする。

【新設】

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項の規定による他の職(管理監督職以外の職をいう。以下同じ。)への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

【新設】

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経歴等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(3) 当該職員以外の職への降任をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員以外の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、

【新設】

当該職員の他の職への降任による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に

達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができ
る。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

【新設】

【新設】
第11条 任命権者は、第9条各項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

【新設】
第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

【新設】
第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が組織する地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

【新設】

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

【新設】

附 則
1～4 (略)

附 則
1～4 (略)

(定年に関する経過措置)

5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【新設】

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

【新設】

6 医師又は歯科医師である職員については、前項の規定は、適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び医師又は歯科医師である職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該年度に職員でなかった者で、当該年度の末日後に採用された職員（異動等により当該年度の末日を経過することと

【新設】

なつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第12条関係）	改正後（案）
<p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表の種類及び当該給料表の適用を受ける職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおとしとする。</p> <p>(1) 行政職給料表 学校栄養職員及び事務職員（いずれも法第28条の4第1項又は法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」）を除く。）</p> <p>(2) <u>再任用職員給料表</u> 学校栄養職員及び事務職員（いずれも<u>再任用職員</u>に限る。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項第1号の行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）にあつては堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「職員給与条例」という。）別表第1（備考を除く。）の規定を、同項第2号の<u>再任用職員給料表</u>にあつては職員給与条例別表第5（備考を除く。）の規定をそれぞれ準用する。</p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第5条 1・2 (略)</p> <p>3 <u>職員がその者の属する職務の級から他の職務の級に異動した場合又はその者の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に異動した場合</u>における号給は、教育委員会規則で定めるところにより決</p>	<p>（給料表）</p> <p>第3条 給料表の種類及び当該給料表の適用を受ける職員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおとしとする。</p> <p>(1) 行政職給料表 学校栄養職員及び事務職員（いずれも法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」）を除く。）</p> <p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員給料表</u> 学校栄養職員及び事務職員（いずれも<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に限る。）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項第1号の行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）にあつては堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号。以下「職員給与条例」という。）別表第1（備考を除く。）の規定を、同項第2号の<u>定年前再任用短時間勤務職員給料表</u>にあつては職員給与条例別表第5（備考を除く。）の規定をそれぞれ準用する。</p> <p>（初任給、昇格、昇給等の基準）</p> <p>第5条 1・2 (略)</p> <p>3 <u>職員が当該職員</u>の属する職務の級から他の職務の級に異動した場合又は<u>当該職員</u>の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に異動した場合における号給は、教育委員会規則で定めるところによ</p>

定する。

4 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日（第9条において「昇給日」という。）に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

5～9 （略）

10 再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額（第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。））にあつては、これらの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（再任用短時間勤務職員等の給料月額）

第6条 再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（第26条第3項において「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定により定められたその者の給料月額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」）という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

り決定する。

4 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日（第9条において「昇給日」という。）に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて行う。

5～9 （略）

【削除】

（短時間勤務職員の給料月額）

第6条 定年前前任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前前任用短時間勤務職員に適用される給料表に掲げる基準給料月額（第3条第1項第3号の高等学校等教育職給料表又は同項第4号の小中学校等教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教育職員」）という。）にあつては、これらの給料表の定年前前任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前前任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」）という。）第2条第2項の規定により定められた当該定年前前任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げ

た額) とする。

2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の給料月額に勤務時間条令第2条第3項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

（復職時等における号給の調整等）

第9条 法第28条第2項各号若しくは分限条令第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若しくは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務していなかった職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、専従許可の有効期間、大学院修学休業の期間、派遣の期間又は休暇の期間を別表第4に定めるところにより換算して得た期間（以下この条において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、職務に復帰

2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められたその者の給料月額に勤務時間条令第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

（復職時等における号給の調整等）

第9条 法第28条第2項各号若しくは分限条令第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、若しくは教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をした職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若しくは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰し、又は休暇のため勤務していなかった職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、専従許可の有効期間、大学院修学休業の期間、派遣の期間又は休暇の期間を別表第4に定めるところにより換算して得た期間（以下この条において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、職務に復帰

し、若しくは再び勤務するに至った日及び当該日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(期末手当)

第22条 1・2 (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の95（管理職員については、100分の115）を乗じて得た総額

し、若しくは再び勤務するに至った日及び当該日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日、昇給の場合に準じてこれらの職員の号給を調整することができる。

(期末手当)

第22条 1・2 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～7 (略)

(勤勉手当)

第23条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の95（管理職員については、100分の115）を乗じて得た総額

<p>(2) <u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45 (管理職員については、100分の55)を乗じて得た総額</p>	<p>(2) <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の45 (管理職員については、100 分の55)を乗じて得た総額</p>
3～5 (略)	3～5 (略)
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第24条 (略)	第24条 (略)
<p>2 義務教育等教員特別手当の月額、13,000円を超えない範囲 内で、職務の級及び号給 (<u>再任用職員</u>については、職務の級) の別に 応じて、教育委員会規則で定める。</p>	<p>2 義務教育等教員特別手当の月額、13,000円を超えない範囲 内で、職務の級及び号給 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、 職務の級) の別に応じて、教育委員会規則で定める。</p>
3・4 (略)	3・4 (略)
(産業教育手当)	(産業教育手当)
第26条 1・2 (略)	第26条 1・2 (略)
<p>3 <u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>に係る産業教育手 当の月額、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、勤務時 間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれらの者の 勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得 た額とする。</p>	<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>に係る産業 教育手当の月額、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額に、 勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたこれら の者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗 じて得た額とする。</p>
4・5 (略)	4・5 (略)
(適用除外)	(適用除外)
第28条	<p>第28条 <u>第5条第2項の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、 適用しない。</u></p>

第5条第3項の規定は、臨時的に任用された職員、任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第5条第4項から第9項までの規定は、臨時的に任用された職員には、適用しない。

3 第10条の2の規定並びに第11条において読み替えて準用する職員給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則（抄）
（経過措置）
1～6（略）

【新設】

2 第5条第3項の規定は、臨時的に任用された職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

3 第5条第4項から第9項までの規定は、臨時的に任用された職員及び定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。

4 第10条の2の規定並びに第11条において読み替えて準用する職員給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

附 則（抄）
（経過措置）
1～6（略）

（60歳に達した職員の給与に関する特例）

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員に適用される職員の級並びに同条第2項、第3項及び第5項並びに前項の規定により読み替えて適用する第5条第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて

得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。）とする。

【新設】

8 前項の規定は、次に掲げる職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 堺市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第19号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 堺市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

【新設】

9 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料

月額」という。)に達しないこととなる職員(教育委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

【新設】

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

【新設】

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

【新設】

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

【新設】

13 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対す

る第29条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第9項、附則第11項又は附則第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

14 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

別表第1（第3条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 238,800	基準給料月額 282,900	基準給料月額 312,800	基準給料月額 341,800	基準給料月額 429,200

備考 (略)

別表第2（第3条関係）

【新設】

別表第1（第3条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
再任用職員以外の職員	(略)					
再任用職員		238,800	282,900	312,800	341,800	429,200

備考 (略)

別表第2（第3条関係）

小中学校等教育職給料表

(単位 円)

職員の区 分	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
再任用職 員以外の 職員	(略)					
		229,900	280,000	308,000	335,400	418,800
再任用職 員						0

備考 (略)

別表第3 (第4条関係)

等級別基準職務表

ア (略)

イ 再任用職員給料表に係る等級別基準職務表

(略)

(略)

ウ・エ (略)

小中学校等教育職給料表

(単位 円)

職員の区 分	職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	(略)					
		229,900	280,000	308,000	335,400	418,800
定年前再 任用短時 間勤務職 員						

備考 (略)

別表第3 (第4条関係)

等級別基準職務表

ア (略)

イ 定年前再任用短時間勤務職員給料表に係る等級別基準職務表

(略)

(略)

ウ・エ (略)

府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）新旧対照表（附則第53項関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新退職手当条例第7条第7項の規定は、施行日以後に採用された教育職員（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第5条第10項に規定する教育職員をいう。）に係る在職期間の通算について適用し、施行日前から引き続き在職する教職員に係る在職期間の通算について適用し、施行日前から引き続き在職する新退職手当条例第5条の2第2項第4号の規定の適用については、同号中「第7条第7項の規定により」とあるのは「府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）附則第3項の規定によりなお従前の例により」と、「同項に規定する他の地方公共団体の教員としての引き続きいた在職期間」とあるのは「期間」とする。</p> <p>4～11 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(堺市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 新退職手当条例第7条第7項の規定は、施行日以後に採用された教育職員（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第6条第1項に規定する教育職員をいう。）に係る在職期間の通算について適用し、施行日前から引き続き在職する教職員に係る在職期間の通算については、なお従前の例による。この場合における新退職手当条例第5条の2第2項第4号の規定の適用については、同号中「第7条第7項の規定により」とあるのは「府費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年条例第51号）附則第3項の規定によりなお従前の例により」と、「同項に規定する他の地方公共団体の教員としての引き続きいた在職期間」とあるのは「期間」とする。</p> <p>4～11 (略)</p>